

総社市低入札価格調査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、総社市が発注する建設工事の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査（低入札価格調査）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる工事は、市長が低入札調査を行う必要があると認めた工事とする。

(低入札価格調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象工事の工事価格（設計上の金額で、消費税及び地方消費税の額を除いた額をいう。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額（それぞれ小数点以下の端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、当該合計額が工事価格の100分の75未満の場合は、工事価格に100分の75を乗じて得た額を、当該合計額が工事価格の100分の92以上の場合は、工事価格に100分の92を乗じて得た額（いずれも小数点以下の端数を切り捨てた額）をそれぞれ調査基準価格とするものとする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額（性質上、一般管理費に加えた経費等を含む。）に100分の68を乗じて得た額

(調査班の設置)

第4条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合、総社市指名選定及び契約審査委員会規程（平成17年総社市訓令38号）第6条に規定する専門部会として低入札価格調査班（以下「調査班」という）を設置し、低入札価格調査を行う。

- 2 調査班は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するための調査を行う。
- 3 調査班は、部会長及び委員をもって組織する。
- 4 部会長は、総務部長をもって充て、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、主任検査員、当該対象工事の所管課長及び設計担当課長、総務部契約検査課長をもって充てる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。
- 7 調査班の庶務は、総務部契約検査課において行う。

(落札の保留)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札者の決定の保留及び第7条に掲げる調査の実施について、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に通知し、入札を終了するものとする。

(失格基準価格)

第6条 対象工事の工事価格に基準率と変動率の差を乗じて得た額（小数点以下の端数を切り捨てた額。以下「失格基準価格」という。）を下回る入札は、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断して失格とし、次条以下の調査は行わない。

(1) 基準率は、下記のアからエまでに掲げる額（それぞれ小数点以下の端数を切り捨てた額）の合計額を工事価格で除して算定するものとする。ただし、基準率は小数点以下第5位を切り捨てとし、0.75に満たない場合は0.75とし、0.92を超える場合は0.92とする。

ア 直接工事費の額に100分の92を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の85を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の85を乗じて得た額

エ 一般管理費の額（性質上、一般管理費に加えた経費等を含む。）に100分の63を乗じて得た額

(2) 変動率は、次の計算式により算定する。

$$\text{変動率} = 0.0015 \times X + 0.00015 \times Y$$

ア 総社市電子入札実施要領に規定する電子入札システムにより入札を実施する場合、電子くじを使用して決定するものとする。

① 入札参加者は入札金額を登録する際に任意の3桁の数字を入力する。（くじ番号）

② 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒を、3桁の数字として電子入札システムが自動的に取得する。（到着ミリ秒）

③ 「くじ番号」と「到着ミリ秒」の和を「決定くじ番号」とする。なお、和の値が4桁となった場合は、下3桁の数字を採用することとする。

④ 入札参加者の「決定くじ番号」の和の十の位の数字を「X」、一の位の数字を「Y」とし、上記の計算式に「X」「Y」をそれぞれ代入して変動率を算定する。

イ 紙媒体により入札を実施する場合は、変動率を使用しないものとする。この場合の失格基準価格は、工事価格に基準率を乗じて得た額とする。

(3) 予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者がいないときは、改めて競争入札（随意契約を含む。）に付する。ただし、前号アの規定により、電子入札システムを使用し入札を実施した場合で、予定価格の範囲内の全者が失格基準価格を下回り落札者がいない場合、 $X = 9$ 、 $Y = 9$ を代入し、失格基準価格を再計算し決定する。

(調査の実施)

第7条 市長は、入札終了後直ちに、提出方法及び提出期限を指定した上で調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）のすべてから所定の工事費積算内訳書を徴するものとする。この場合において、指定した提出期限までに工事費積算

内訳書を提出しない者は失格とする。

2 調査班は、失格基準価格以上の入札を行った低価格入札者のうち最低の価格で入札書を提出した者（以下「最低価格入札者」という。）から、当該工事に係る設計書のすべての項目が記載された積算内訳書の提出を求め、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次の項目について調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書の内容
- (3) 対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (5) 第1次下請けの予定業者名及び予定下請金額
- (6) 手持ち資材の状況
- (7) 資材購入先及び入札者との関係
- (8) 手持ち機械の状況
- (9) 労務者の労務費単価及び具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事名及び工事成績
- (11) 残土処分、産業廃棄物の処理費

3 調査班は、前項の調査を行ってもなお疑義がある場合においては、さらに次に掲げる項目について調査を行うものとする。

- (1) 経営状況（関係機関等への照会）
- (2) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況）
- (3) その他必要な事項

4 調査班は、最低価格入札者が前2項に規定する低入札価格調査に応じないときは、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと認めるものとする。

（調査結果等の報告）

第8条 調査班の部会長は、調査が終了したときは、調査結果を総社市指名選定及び契約審査委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

（審査及び決定）

第9条 委員会は、前条に定める調査報告をもとに最低価格入札者を落札者とするか否かを審査する。

2 前項の審査の結果、委員会が当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断した場合は最低入札価格者を落札者として決定し、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は最低入札価格者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときは第7条第2項以降と同様の手続きをとるものとする。

3 前項の規定により落札者を決定したときは、落札結果を速やかに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年6月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第6条の規定は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年11月1日から施行する。